

令和 3 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (諸外国における行政データと統計データの一体的運用の実態に関する調査)

Nomura Research Institute Consulting & Solutions India Pvt. Ltd.
Global Knowledge Center (GKC)

Office 2-A, 7th Floor, Tower A, Building No. 5, DLF Cyber City,
Phase III, Gurgaon, Haryana, India – 122002

2022年2月28日 (月)

1. 調査概要

諸外国における行政データと統計データの一体的運用の実態に関する調査：調査概要

調査内容

1. 企業・事業所を対象とした統計作成における行政記録情報の活用状況

企業・事業所を対象とした統計作成において、税務情報を中心とした行政記録情報の活用を可能としている法体系、システム体系、マネジメント体系

2. 企業・事業所に関するデータの整備・活用状況

政府が保有する、企業・事業所に関するデータベースの整備状況や、政府内の活用及び外部への提供に関する制度・取組の内容

3. 我が国制度との比較

海外事例と我が国の企業・事業所データの整備・活用に関する制度との比較分析

調査方法：文献調査・ヒアリング調査

調査対象国

- 主要6ヶ国（網羅的に調査）：
米国、英国、フランス、デンマーク、オランダ、エストニア
- サブ4ヶ国・機関（部分的に深掘り調査）：
スウェーデン、オーストラリア、フィンランド、EU

ヒアリング実施状況（2/15現在）

- ヒアリング対象：
上記調査対象国における、統計局関係者等
- ヒアリング実施件数
（同時に複数名実施した場合も含む）：
アメリカ：1件、米国統計局（US Census）
フランス：1件、フランス統計局（INSEE）
エストニア：3件、エストニア統計局（Statistics Estonia）
英国：2件、英国統計局（Office for National Statistics）
オランダ：3件、オランダ統計局（Statistics Netherlands）
デンマーク：3件、デンマーク統計局（Statistics Denmark）
スウェーデン：2件、スウェーデン統計局（Statistics Sweden）

※統計調査によって得た情報の目的外利用の範囲について、研究目的等以外を認めている国は、本調査では確認できなかった。

法人・事業所に係る税務データの目的外使用の用途

国	有無	統計作成目的での使用	有無	研究目的での使用	有無	左記以外の目的での使用
日本	×	国税通則法の守秘義務により活用不可	△	2021年以降、研究者に活用可能	—	国税通則法により守秘義務が課されている
アメリカ	○	統計ビジネスレジスターに集約	○	研究目的での提供 (研究者、行政機関)	○	税徴収、法律執行、犯罪調査などで必要な複数の場合（特定条件の下）
英国	○	2017年デジタル経済法により統計調査に活用可能			○	税徴収、法律執行、犯罪調査などで必要な複数の場合（特定条件の下）
フランス	○	原則不可だが、統計調査は例外的に可			X	なし
デンマーク	○	中央ビジネスレジスター「CVR」に集約 CVRを統計調査や行政手続に活用			○	住宅手当の計算、市民権の申請、信用評価など
スウェーデン	○	統計ビジネスレジスターに集約			○	税徴収、法律執行、犯罪調査などで必要な複数の場合（特定条件の下）
エストニア	○	税務当局が統計局にデータ提供			○	税徴収、法律執行、犯罪調査などで必要な複数の場合（特定条件の下）
オランダ	確認できず					

税務データ以外の行政記録情報の目的外使用の用途

国	有無	統計作成目的での使用	有無	研究目的での使用	有無	左記以外の目的での使用
日本	△	一部情報（登記等）は活用可能	△	明確なルールなし	△	明確なルールなし
アメリカ	○	ビジネスレジスター「Census Business Register」に集約	○	政策立案/評価研究目的での提供 (研究者、行政機関)	○	法律執行
英国	○	ビジネスレジスターに集約			○	政策立案/評価のための行政データ研究センター「ADRC」運営
フランス	○	ビジネスレジスター「SIRENE」に集約			X	なし
デンマーク	○	中央ビジネスレジスター「CVR」に集約 CVRを統計調査や行政手続に活用			○	法律執行
スウェーデン	○	統計ビジネスレジスターに集約			○	法律執行
エストニア	○	ビジネスレジスター「e-Business register」 に集約			○	法律執行
オランダ	○	不動産情報等をビジネスレジスターに集約			○	法律執行

法人・事業所に対する共通IDの整備状況

国	有無	法人単位の共通IDを整備	有無	事業所単位の共通IDを整備
日本	○	法人番号	X	なし（手続毎に異なる）
アメリカ	○	EIN（Employment Identification Number）番号	X	なし
英国	○	なし	X	なし
フランス	○	SIRENE番号	○	SIRET番号
デンマーク	○	CVR（Central Business Register）番号	○	P 番号
スウェーデン	○	BIN番号	○	LKAU（Local Activities Unit）番号
エストニア	○	レジスターコード	X	なし
オランダ	○	KVK番号	○	Vestigingsnummer番号

法人・事業所に係るレジスターの整備状況

国	統計作成目的のレジスターを整備			統計作成以外を目的としたレジスターの整備		
	有無	統計作成目的のレジスター	管理機関	有無	統計作成以外を目的としたレジスター	管理機関
日本	○	事業所母集団DBを整備	総務省統計局	X	なし	—
アメリカ	○	統計ビジネスレジスター Census Business Register (US Census Bureau)	米国国勢調査局	X	なし	—
英国	○	統計ビジネスレジスター Inter-Departmental Business Register	英国統計局	○	ビジネス・レジスター	会社登記庁
フランス	○	統計ビジネスレジスターSIRENE	フランス統計局	X	なし	—
デンマーク	○	統計ビジネスレジスターSBR	デンマーク統計局	○	中央ビジネス・レジスター「CVR」	デンマーク 法務局
スウェーデン	○	統計ビジネスレジスター	スウェーデン統計局	○	ビジネス・レジスター	スウェーデン会 社登記所
エストニア	○	統計ビジネスレジスター	エストニア統計局	○	E-ビジネス・レジスター	エストニア登録 情報システム センター
オランダ	○	統計ビジネスレジスター	オランダ統計局	X	なし	—

法人・事業所に係る情報のオープンデータ化の状況

国	有無	公開情報の範囲	オープンデータ名	管理機関
日本	○	法人番号、企業の名称、所在地、補助金の使用実績等	法人番号公表サイト Gビジネスフォ	国税庁 デジタル庁
アメリカ	X	なし	—	—
英国	○	損益、貸借対照表、取締役会に関する情報	業登記局ホームページ	会社登記庁
フランス	○	企業の名称、設立形態、所在地、所有権、活動内容、従業員数、企業の規模、SIRENE及びSIRET番号などに関する情報等	SIRENE	フランス統計局
デンマーク	○	Emailアドレス、事業主情報、企業および事業所の住所、産業コード、従業員数などに関する情報等	CVR.dk	デンマーク 法務局
スウェーデン	○	登録番号、事業種目、所在地、名称の種別、会社の状況などに関する情報等	Bolagsverket	スウェーデン会社 登記所
エストニア	○	登録番号、事業種目、所在地、名称の種別、会社の状況などに関する情報等	e-business-register	エストニア登録 情報システムセ ンター
オランダ	X	なし	—	—

アメリカ

I. アメリカの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

合衆国法典第26巻と2002年電子政府法によって、政府機関の間における税務データを含む行政記録情報の使用と共有に関する要件が規定されている

■ 主に、2つの法律によって税務データ・行政記録情報の使用と共有が規定されている。

- 合衆国法典第26巻- 6103条において、米国内国歳入庁が税務行政上や統計作成の目的で政府機関と協定を締結し、税務情報を共有することを認めている。
- 2002年電子政府法 –企業側のデータ提出にかかる負担を軽減するために、政府機関の間（特に統計関連業務を行う政府機関）でのデータ共有を可能にしている。

	税務データ	税務データ以外の行政記録情報
法律	合衆国法典第26巻 (US Code Title 26) の6103条 ※米国税法	2002年電子政府法 (E-Government Act 2002)
主要機関	米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service)	米国統計局 (US Census) を含む全政府機関
条文	・ 政府機関の間での税務データの目的外の利用が認められる条件は以下。 (i) 税務行政に関連しない連邦法の行政のための連邦公務員又は連邦職員への開示、 (j) 統計的使用 、(k) 税務上の目的のための特定の申告及び申告情報の開示、(l) 税務行政以外の目的での申告・申告情報の開示	・ 第1篇。行政管理予算局電子政府サービス 第2編。連邦政府による電子政府サービスの管理及び促進 第3編。情報セキュリティ 第4編。歳出予算の認可及び施行期日 第5編。機密情報の保護と統計的効率
内容	・ 共有される税務情報は、国勢調査及び国民経済計算の構成並びに法律で認められている統計の作成を目的とするものであるが、共有可能な範囲は、商務長官が定めるところによる。	・ 国勢調査局、経済分析局及び労働省労働統計局を指定統計機関と定め、3 機関の間で企業データを共有することによりデータ請求の重複作業を排除して業務の合理化を図り、企業側のデータ提出に係る負担を軽減。 ・ さらに、指定統計機関の間で契約を締結することにより、識別可能な形態の企業データについても共有を可能とした。
関連法律/ガイドライン	・ Secret Information Protection and Statistical Efficiency Act of 2002 (CIPSEA)	・ Paperwork Reduction Act of 1995 ・ Memorandum of Understanding of Administrative Administrative Bureau of Budget) (OMB Memorandum M-11-02)

I.アメリカの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

税務データや税務データ以外の行政記録情報の目的外使用と共有は特定の条件の下で認められる

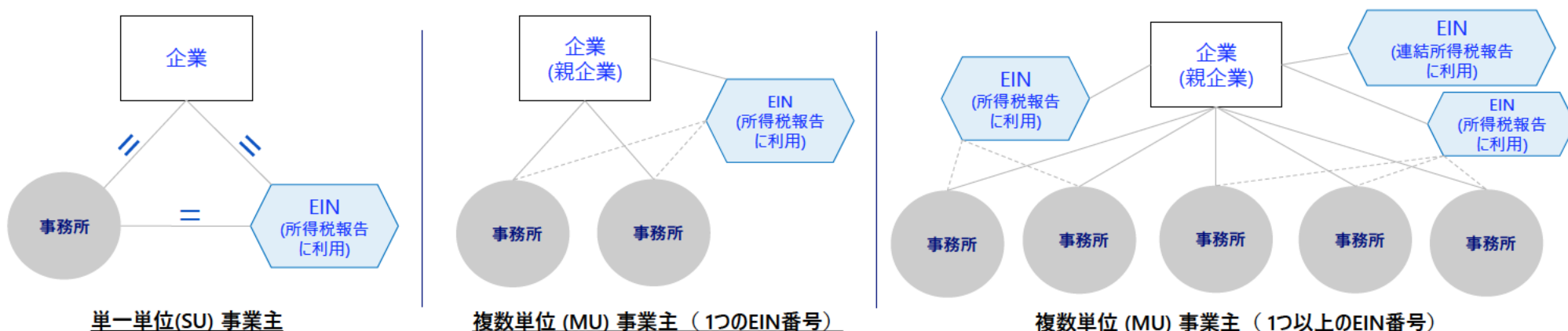
目的外使用の用途の一例				
関連法律/ ガイドライン	提供機関	受領機関	範囲	提供目的
合衆国法典 第26巻の 6103条 .I.3	米国国税庁 (Internal Revenue Service)	プログラムを管理する政府機関	法律執行	・連邦政府貸付の申請者が <u>税金滞納口座</u> を有している旨の開示
合衆国法典 第26巻の 6103条 .I.7		社会保障庁 (Social Security Administration)	法律執行	・社会保障法、2008年食品栄養法、または合衆国法典第38編に基づく特定のプログラム、または特定の住宅援助プログラムを管理する連邦、州、および地方機関への <u>税情報</u> の開示
合衆国法典 第26巻の 6103条 .I.10		労働省 (Department of Labor)	税徴収、 法律執行	・ <u>過払い及び信用活動</u> の削減を要請する機関に対する一定の情報開示
合衆国法典 第26巻の 6103条 .I.14		米国関税局 (United States Customs Service)	税徴収、 法律執行、 犯罪調査	・米国税関への <u>税務情報</u> の開示
合衆国法典 第26巻の 6103条 .I.15		プログラムを管理する政府機関	税徴収、 法律執行	・第6050 I条 (営業又は事業において受領した現金に関する租税)に基づいて提出された <u>租税</u> の開示
合衆国法典 第26巻の 6103条 .I.20			法律執行	・特定の政府プログラムの適格要件を実施するための <u>税務情報</u> の開示
2002年電子政府法	労働統計局 (Bureau of Labor Statistics)	経済分析局 (Bureau of Economic Analysis)	法律執行	・対内直接投資による雇用への影響をより詳細に追跡できるようにし、国際的な直接投資政策に役立つ重要な情報を提供すること
	USDA農村開発 (USDA Rural Development)	経済調査局 (Economic Research Service)	法律執行	・経済調査局は、農村ビジネス協同組合サービス(Rural Business-Cooperative Service) が収集した行政データと、ナショナル・エスタブリッシュメント・タイムズ・シリーズのデータやその他のデータソースから得た事業所データを組み合わせて、RBSの特定のグラント/ローンプログラムが農村の事業の存続と成長に与える影響を評価。
出典：各種公開資料、NRI Analysisic				

II. EIN番号 (Employer Identification Number)

米国情勢調査局を含む全ての連邦政府機関は、企業単位の共通識別番号であるEIN番号を使用している。

- 法人識別番号であるEIN番号が企業と事業所単位の共通識別子として使用され、この識別番号を介して行政記録情報が統計情報にリンクされる。
- EIN番号は、9桁の番号であり、企業登録時に米国内国歳入庁 (IRS) によって割り当てられる。IRSは、この共通識別番号の企業登録および配布を管理。
- IRSはEIN番号を発行し、銀行を含むすべての連邦機関と共有。各連邦政府機関や銀行のシステムに組み込まれ、企業が税金を申告する際に利用したり、政府機関と情報を共有したりできるようになっている。

EIN番号 (Employer Identification Number)



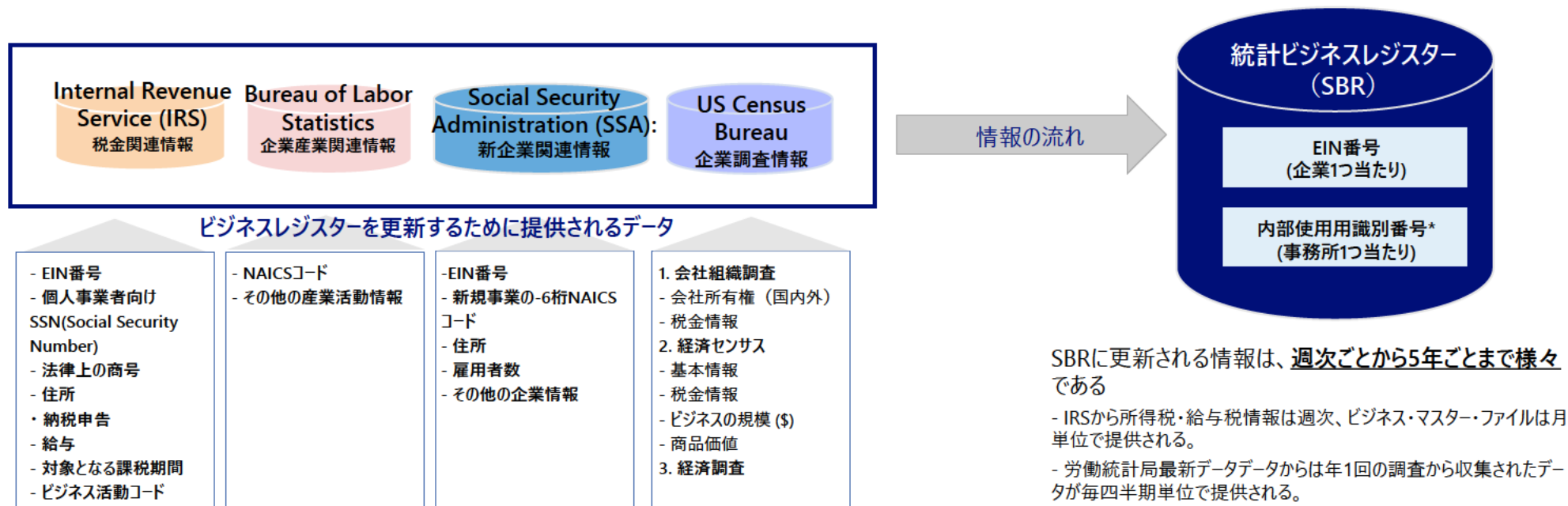
1つの企業が、複数のEIN番号を持つこともある。どのように企業を登録するかによって納税する形が変わるので、所持するEIN番号の数は企業で決めている。

- 単一単位(SU) 事業主：事業所が1箇所みの企業 (企業単位=事業所単位=EIN番号 (1つのみ))
- 複数単位 (MU) 事業主：複数の場所に事業所を持つ企業。この場合、企業は複数の事業所に対して1つのEIN番号を持つことも、複数の事業所に対して複数のEIN番号を持つこともできるが、データは各事業所単位から取得される。

III. 米国国勢調査局の統計ビジネスレジスター (Statistical Business Register, SBR)

統計作成に利用される国勢調査局の統計ビジネスレジスター (SBR) は、税務当局を含む他の政府機関のデータベースからデータを提供されており、更新されている

- 国内企業の事業所および複数事業所に関する情報は、米国国勢調査局が管理している統計ビジネスレジスター(SBR) に保存され、更新されている。
- 管理データ、国勢調査データなどの複数のデータを統計単位に統合およびリンクする。複数のソースからのデータは、受信後すぐにシステムに組み込まれ、EIN番号に基づく税務データ、企業の分類、規模、所在地、関連情報を追加または更新するために使用される。
- ビジネス・レジスターは、次のように使用される。
 - ビジネス統計の対象の母集団を識別するため
 - 統計の中央ストレージとしてデータを管理するため



* SBRの事務所単位番号は、米国国勢調査局によって作成された、オフィスユニットと各企業ユニットをリンクする統計単位で、SBRにのみ存在。他の連邦機関では、データが事業所単位レベルで取得されないため、このような共通の識別番号を持っていない。

英国

I. 英国における統計法（Statistics and Registration Service Act）の変化

2017年デジタル経済法は、英国統計局（ONS）に対して、各行政機関が保持している多くのデータへのアクセスを可能にすると同時に手続きを簡素化したが、課題は残っている

英国の統計法の改正と残りの課題

既存の統計法における情報共有に関する項目



Statistics and Registration Service Act
2007

情報の共有（Information sharing）

- 42. 出生・死亡等に関する情報（Information relating to births and deaths etc）
- 43. NHS登録に関する情報（Information relating to NHS*）
- 44. NHS登録に関する情報：ウェールズ（Information relating to NHS registration: Wales）
- 45. 税務当局が保有する情報（Information held by HMRC**）
- 46. 情報共有：補足修正（Information sharing: supplementary amendments）



ONSがアクセスできる情報の範囲を追加・手続簡素化



Digital Economy Act
2017

情報の共有（Information sharing）への追加事項

- 45A. 他の公的機関が保有する情報（Information held by other public authorities）
- 45B. 王冠機関などが保有する情報へのアクセス（Access to information held by Crown bodies etc）
- 45C. 他の公的機関に情報を要求する権限（Power to require disclosures by other public authorities）
- 45D. 民間企業に情報を要求する権限（Power to require disclosure by undertakings）
- 45E. セクション45B、45C、45Dの権限に関する追加規定（Further provisions about powers in sections 45B, 45C and 45D）
- 45F. セクション45Cまたは45Dに基づく通知の違反関連する規定（Offences relating to notices under section 45C or 45D）
- 45G. データシステムの変更に関する実施基準（Code of practice on changes to data systems）

二つの大きい課題

共通番号の不在

- すべての企業は、会社登録事務所に登録され、事業が新規登録されると、固有の番号が付与される。これ以外にも、付加価値税（以下VAT）番号や源泉累進課税（以下PAYE）番号がある。

→ これら3つの番号を共通の参照番号にすべく、歳入庁は取り組んでいる。

多くの手順を経る必要

- 英国はデジタル経済法に基づいて統計法を改正し、統計局の権限と範囲を拡張することや、データ入手のためのチャネルを統一するなどしている。

→ しかし、他行政機関のデータの入手には多くの手続きが必要である。（目的共有、法的な根拠で必要とされる手続きなど）

* National Health Service registration. ** HM Revenue and Customs

I. 英国の法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

2005年歳入関税局長法と2017年デジタル経済法は、英国税務当局を含む政府機関間の税情報を含む他の行政記録情報の使用と共有を可能としている

■ 主に、2つの法律によって税務データ・行政記録情報の使用と共有が規定されている。

- 2005年歳入関税局長法：公共の利益又は公共への害を防止などいわゆる「公益開示」における英国税務当局が持つ情報の使用と共有。
- 2017年デジタル経済法：国家統計局（ONS）を含む政府機関が行政記録情報を使用と共有するための法的根拠。

	税務データ	税務データ以外の行政記録情報
法律	2005年歳入関税局長法 (Commissioners for Revenue and Customs Act 2005、CRCA)	2017年デジタル経済法 (Digital Economy Act 2017、DEA)
主要機関	英国税務当局（HM Revenue and Customs）	英国統計局（ONS）を含む全政府機関
条文	- 歳入関税局長法2005の第20項は、下記を目的とする特定の条件の下での情報使用と共有を認めている。 (a) 公的機能を行行使する者（英国内であるか否かを問わない） (b) 犯罪の防止又は発見のため (c) 人、物品又はサービスの移動に関する国際協定又はその他の協定に基づく英国又は女王陛下の政府の義務を遵守するため	- デジタル経済法第5部は、下記に関する特定の公的機関がデータを相互に共有するためのゲートウェイを提供している。 1) 公共サービスの提供、2) 民事登記、3) 公的部門に対する債務 4) 公的部門に対する詐欺、5) 研究目的での共有、6) 歳入当局による開示、7) 統計
内容	- 税務データを広く共有することは、2005年歳入関税局長法（CRCA）により制限されている。CRCAの規定に従って使用と共有することによってのみ、HMRC情報を合法的使用を認めている。 - また、IDG（Information Disclosure Guide、情報開示ガイド）を提供することで特定の状況下での情報共有に関する手続き、目的、情報の種類などを規定している。	- 英国がデジタル経済において世界で優位に立つことを目的として、電子政府の推進（公共目的における行政機関による 個人情報共有スキームの構築）等を含む多岐にわたる内容を定めている。 - 統計目的の場合、政府機関同士で、データを相互に共有し合うことを認めている。
関連法律/ガイドライン	- IDG50000 - Information disclosure Gateways with other government department - IDG60000 - Public Interest Disclosures IDG53500 - Information disclosure Gateways with other government departments: Office for National Statistics (ONS)	- Public Records Act 1958 - Data Protection Act 2018

I. 英国の法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

税務データや税務データ以外の行政記録情報の目的外使用と共有は特定の条件の下で認められる

目的外使用の用途の一例					
	関連法律/ガイドライン	提供機関	受領機関	範囲	提供目的
税務データ	IDG53500	英国税務当局 (HM Revenue and Customs)	英国統計局 (ONS)	統計作成	英国税務当局 (HMRC) は、雇用者情報、従業員、従業員支払の詳細、VAT情報等、に関する情報を共有
	IDG50800		エネルギー産業戦略部 (Department for Business, Energy & Industrial Strategy, BEIS)	法律執行、犯罪調査	- BEISが規制機能を遂行できるようにすることまたは製品が欧州共同体の義務に適合することを保証するための情報を提供 - 刑事犯罪の捜査に関連して手続のための情報を提供 - VAT情報、事業の事業分類、供給品の実際または推定価格、輸入建設製品に関する情報、企業取引等を共有
	IDG51300		環境庁 (Environment Agency)	法律執行	環境庁の職務執行を補助するための情報を提供
	IDG51400		財務レビューレポートパネル(Financial Review Reporting Panel, FRRP)	法律執行、犯罪調査	財務諸表が会社法の会計要件に準拠しているかどうかをパネルが判断するのに役立つための情報 (税務調査で得られた税務情報) を提供
	IDG54200		再生可能燃料局 (Renewable Fuels Agency)	法律執行	再生可能輸送燃料義務 (RTFO) に基づく義務燃料企業の報告プロセスを管理する上で、再生可能燃料庁を支援するための情報 (燃料供給業者のHMRCへの関税申告書からの情報) を提供
税務データ以外の行政記録情報	2017年デジタル経済法	英国統計局 (ONS)	北アイルランド財務人事省 (DFPNI)	税徴収	経済の状況把握やビジネスを行うコストを計算するための情報を提供
			ビジネス・イノベーション・スキル(Department for Business, Innovation and Skills, BIS)	税徴収、法律執行	政府支援を申請する企業の効率性の比較や自社製品と購入品を区別するための情報を提供
			ビジネスアドバイザー・コンサルタント (Business Advisors and Consultancy)	法律執行	- 業種・企業の動向把握 - 詳細な業界レベルでのIT支出、企業数、販売店数のサイジング

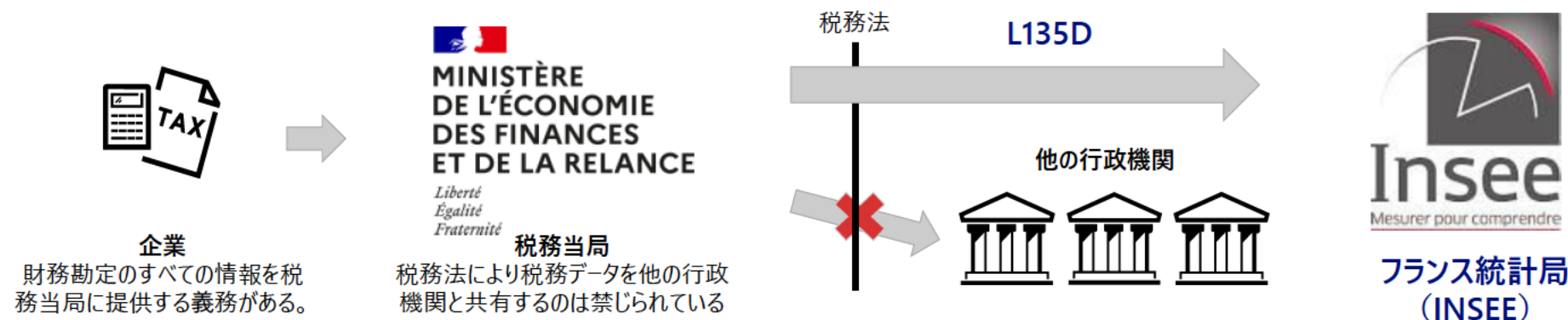
フランス

I. フランスの税務データ利用

フランス税務法では、他の行政機関へのデータ提供を禁止しているが、税務法のL135D条に基づいて例外的にフランス統計局（INSEE）には共有している

- フランス統計法（1951年制定）の、主な原則は、フランス統計局（INSEE）がすべての行政保有データにアクセス可能であること、個別データを含む全ての収集データの機密が保持されることである。
- 各政府機関は、同法律に基づきデータをフランス統計局に提供する義務を負い、データ共有に抵抗がある場合、経済・財務・復興大臣が介入し、データのアクセスを実現させる。
- また、税務法により税務当局は税務データを他の行政機関と共有するのは禁じられているが、統計局への情報共有を実現するため統計局を例外とするL135D条を税務法に追加した。

フランス統計局における税務データの利用



- 税務当局がINSEEと共有する情報は、売上高、従業員情報、投資、付加価値税データ、子会社の数、ジョイントベンチャー形成状況および年次報告が含まれる。
- INSEEは、税務当局以外にも、社会保障・社会効果宣言（独立公共団体）からの雇用・賃金データ、クレジットカード取引等の民間企業からのデータ、企業の個人口座取引等の情報を受け取っている。

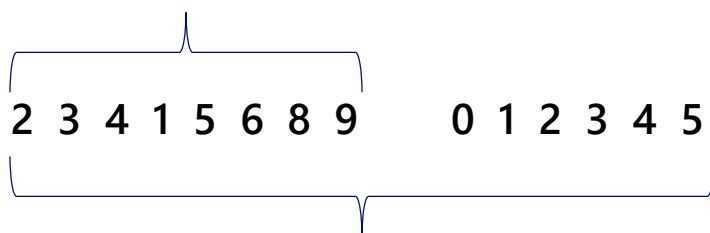
II. SIREN & SIRET番号

統計局を含むすべての行政機関が法人単位の共通識別番号であるSIRENE番号および事業所単位のSIRET番号を活用している

- フランスでは、企業の行政記録情報に関する情報共有を容易にするSIRENE番号（法人単位の共通識別番号）およびSIRET番号（事業所単位の共通識別番号）を活用している。
- この共通の識別番号は、税務当局、社会効果当局、銀行等のすべての行政当局と共有し、各政府機関のITシステムに組み込まれている。したがって、企業が自社情報を各政府機関に共有する際には、自社のSIRENEまたはSIRET番号を申告する。
- 企業登録する際にはSIREN、SIRET番号が付与される。フランス統計局は、このSIRENE番号およびSIRET番号の企業への割り当ておよび配布を管理・実行する。
- 税務当局は、すべての当局が保有する行政データにSIRENE番号のみを使用することを、25年前に決定し、行政データと統計データとを組み合わせるために、長年活用されている。

SIRENE番号とSIRET番号

SIRENE番号（企業単位）
9桁、企業識別



SIRETE番号（事業所単位）
14桁、該当する企業の事業所
を識別

- SIRENE番号は、企業単位の9桁の番号であり、SIRET番号は、事業所単位である。SIRET番号は、SIRENE番号の内線であり、14桁の番号になる。例えば、企業単位のSIRENE番号が234156890である場合、事業所単位のSIRET番号は23415689012345となる。
- SIRENE番号は、自営業者にも適用され、事業所を有する場合、SIRET番号が付与される。自営業者の場合、企業との唯一の違いは、複数の事業活動に関わっていても、単一のSIRENE番号を保持する。
- 最後の5桁によって、本社と存在する場合は会社のさまざまな事業所を識別できる。
- 各企業はSIREN番号を1つ有し、事業所が複数ある場合は事業所ごとのSIRET番号を有する。

III. フランスのオープンデータベース（SIRENE）

フランスでは、行政ビジネスレジスタはSIRENEと呼ばれ、フランス統計局によって管理される。部分的に、オープンデータベースとして法人・事業所情報も公開している。

- SIRENEは、2,800万の事業所を対象とした公式データベースである。企業および事業所単位に分類、フランス統計局によって管理されている。
- データベース内には、国内だけでなく、海外に立地する個人事業主、企業、事業所が含まれる。
- 企業における住所の変更、新設および廃業等があった場合は、企業はINSEEに連絡し、リアルタイムで更新する。

SIRENEの詳細

FR | EN Who are we? | Menu | Contents

sirene.fr Official portal of the French statistical institute INSEE

Open Data dissemination

Home

Download the Sirene data

Sirene data are available as Open Data

Create a customised list

The sirene.fr website enables you to create a list of enterprises and establishments

Create a list View

Search for an enterprise

Search for an enterprise

Find all enterprises and their establishments. The database Sirene® is updated daily; it contains 31 million of enterprises and establishments including both active and ceased.

SIRENEやSIRET番号による検索可能

enterprise

Enter only a Siren number (9 digits) or a Siret number (14 digits) ?

Enter enterprise name or corporate name or last name first name ?

Address (optional)

Enter street address (number, street type or name) ?

Enter city or zip/postal code ?

☒ Exclude closed establishments from search

Search

What are the formalities to register an enterprise or association in the Sirene registry? How to change own situation (address, activity)? How to declare a ceased activity? Refer to insee.fr or Insee.fr

Fraud, other abuses, illegal invoices

 Sometimes an Insee identity is stolen for commercial or fraudulent purposes. Find out more

Help

Find answers to your questions

→ FAQ

公開する情報

SIRENEでは、以下の内容の情報が閲覧可能。

- 所在地
 - 活動内容（NAF2008）
 - 法的属性
 - 作成日
 - 最終更新日
 - 産業分類
 - SIRENE／SIRETリスト
 - 事業所のタイプ（本社および／または第二の事業所）
 - 行政状態（活動中および／または閉鎖）。
- ※ リストには、役員の氏名、電子メールアドレス、ウェブサイト、ファックス番号、電話番号等は含まれていない。

- ビジネス・レジスターはフランス統計局によって更新される。新規事業登録の場合、フランス統計局に登録義務があり、SIRENE番号が企業に付与され、企業が他の行政当局にデータを提供する際には番号を申告する。
- 例えば、税務当局への税申告が記入されると、税務当局からフランス統計局へと情報が共有され、フランス統計局が企業の情報を更新する。

I. フランスの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

2017年デジタル共和国法は行政データ使用と共有に関する法的仕組みを拡大。 税務データの目的外利用は基本的に禁止されているが第L.135 D条は統計目的での利用を認めている。

■ 主に、2つの法律によって税務データ・行政記録情報の使用と共有が規定されている。

- 租税手続要覧の第L.135 D条：統計作成目的と研究目的の場合に、法人の税務データの使用と共有を認めている。
- 2016年デジタル共和国法：産業及び市民生活全体のデジタル化を推進し、今後の ICT 普及政策の原則を示している。

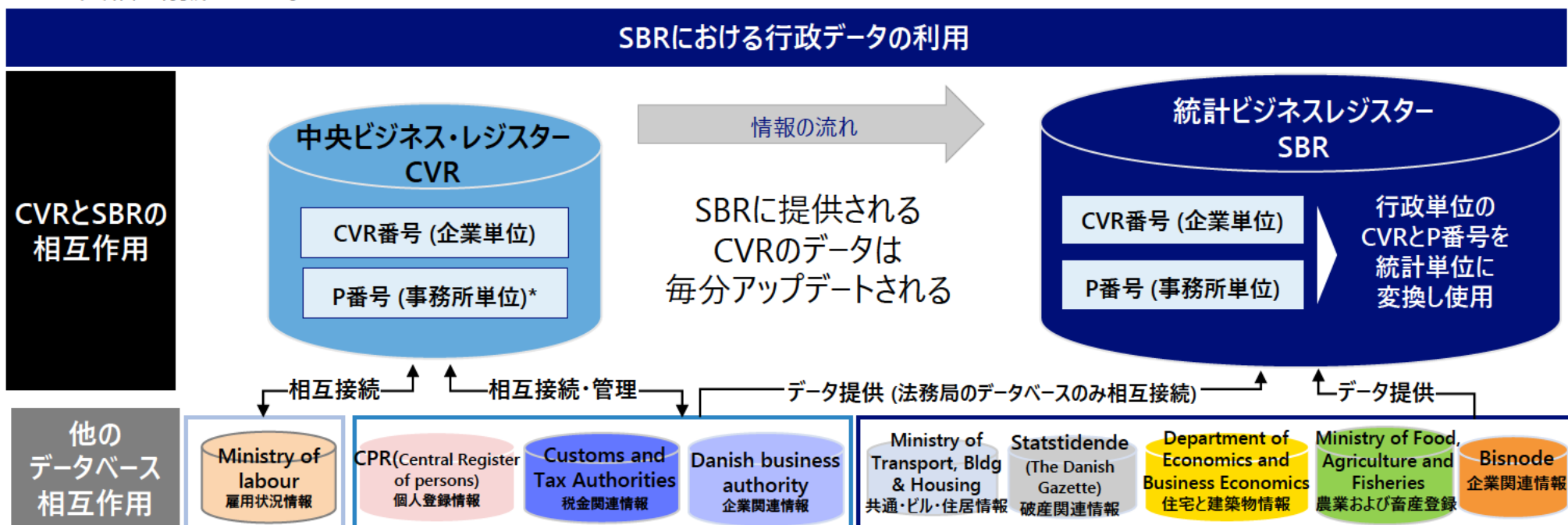
	税務データ	税務データ以外の行政記録情報
法律	租税手続要覧の第L.135 D条 (L135D of Book of tax procedures)	2017年デジタル共和国法 (Digital Republic Law 2017)
主要機関	フランス税務局 (Ministry of Economy and Finance)	フランス統計局 (INSEE) を含む全政府機関
条文	● <u>第1条。税務行政並びに関税及び間接税の行政の公務員は、統計の分野における義務、調整及び秘密、統計の作成に有用な情報について、1951年6月7日の法律第51-711号に定める限度及び条件の範囲内で、国立統計経済研究所の公務員及び省統計局の公務員に連絡することができる。</u> ● 第3条。一般規則に定める租税、関税、租税及び手数料の根拠、管理、徴収又は訴訟を決定するための業務において収集された情報への第三者による科学的調査のためのアクセスは、統計上の義務、調整及び秘密に関する1951年6月7日の法律第51-711号第6条の2により設置された統計上の秘密保持委員会の好意的な意見の後、予算担当大臣の決定により認められることがある。	● 第1条。行政機関が他の機関が保有する文書へのアクセス権 ● <u>第19条。統計機関との協力強化</u> ● 第61条。ARCEP（電子通信、郵便及び新聞販売に関する規制当局）とCNIL（国家コンピューター自由委員会）の相互協力 ● 第66条。欧州の非加盟国におけるCNILとそのカウンターパートとの協力
内容	● 税務関連データをINSEE等の統計上の目的のために提供。 ● その他、学術研究用 (研究者)、政府機関に提供する。	● デジタル社会におけるデータの保護、データ技術への普遍的なアクセスに焦点を当てて構成されており、社会のデジタルへの移行に伴って、新しい法的枠組みとして既存の法的構造を拡大している。
関連法律/ガイドライン	● <u>1951年統計法</u>	● French Data Protection Act of 1978 ● Code of relations between the public and the administration

デンマーク

1. デンマークの統計ビジネスレジスター（Statistics Business Register）

統計ビジネスレジスターであるSBRは、他政府機関のデータベースと接続されており、様々な種類の行政データがSBRへ集約され、統計に活用される

- デンマークの統計システムは高度に集権化しており、統計の90%がデンマーク統計局により作成される。
- 全ての企業情報は、デンマーク統計局、デンマーク税務当局（Customs and Tax Authorities, SKAT）およびデンマーク法務局（Denmark Business Authority）によって管理される中央ビジネス・レジスター（Central Business Register, CVR）に格納・更新されている。
- そして、CVRのデータを含めた他政府機関の行政記録情報がデンマーク統計局の統計ビジネスレジスターであるSBR（Statistics Business Register）へ集約され、統計作成に活用される。行政記録情報が必要情報をほぼ網羅しているため、調査の質問内容は限定的・特殊なものになり、調査は必要情報が行政記録情報で入手できない場合にのみ実施される。調査への依存度が減り、コストが大幅に削減された。



* 企業ベースであるCVRの事務所単位番号。企業が事務所を持つ場合、各事業所には別途P番号が付される。企業が複数の事業所を有する場合、複数のP番号が付される。

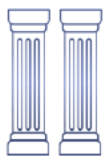
II. 統計に活用する行政記録情報についての他機関との情報共有構造（ワンスオンリー化）

デンマーク統計法は、統計局より要請された情報を共有することを他の政府機関に義務付けている。また、情報管理・共有システムを工夫することで企業側の負担軽減を進めている



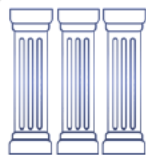
統計局へのデータの共有を義務付ける統計法

- デンマーク統計法によれば、行政データを科学・統計目的でデンマーク統計局と共有することが行政機関に義務付けられており、また、各機関は、新しいレジスター（データベース）を導入する際には、デンマーク統計局が情報を科学・統計目的のデータとして利用できるように必ずデンマーク統計局を関与させ、また、デンマーク統計局より標準的な定義や変数の指導を受けることが義務付けられている。
- 企業データを収集している政府機関は、収集する情報についてデンマーク統計局に通知する必要がある、デンマーク統計局が情報のコピーを望む場合、情報を提供する義務がある。



企業情報の保護に関するシステム面からの工夫

- デンマーク統計局と他政府機関間のデータ共有は相互ではなく、他政府機関からデンマーク統計局の一方向へ流れる。提供データは、科学・統計目的のためだけに使用され、他の目的のために使用することはできない。デンマーク統計局が機密データを開示しないという信頼が高いため、企業の抵抗は少ない。
- デンマーク統計局は他政府機関から共有されるデータの使用目的を明示しなければならない、企業データの共有、収集、活用に関するプロセスは透明性があり、過去35年間実施されている。



企業番号（CVR番号）と事業所番号（P番号）の体系的整備

- CVR番号は、すべての会社に付与され、P番号は、事業所単位で存在する。
- CVR番号とP番号を活用することで得られるメリットは、以下の2点などがある。
 1. 全ての企業につき、より正確かつ詳しいデータを得ることで他のデータソースとの情報統合を実現し、様々な分析が可能になり、統計の質の改善に貢献。
 2. 異なるデータベースであるSBRとCVRの行政記録情報を扱う単位を、CVR番号とP番号に一致させて活用することで、企業に関する統計情報の常時更新を可能にしている。

ビジネスレジスターを活かしたワンスオンリー化が図られ、記入者負担軽減が進んでおり、また、提出した情報については、機密性が保たれているため、企業は受け入れている。

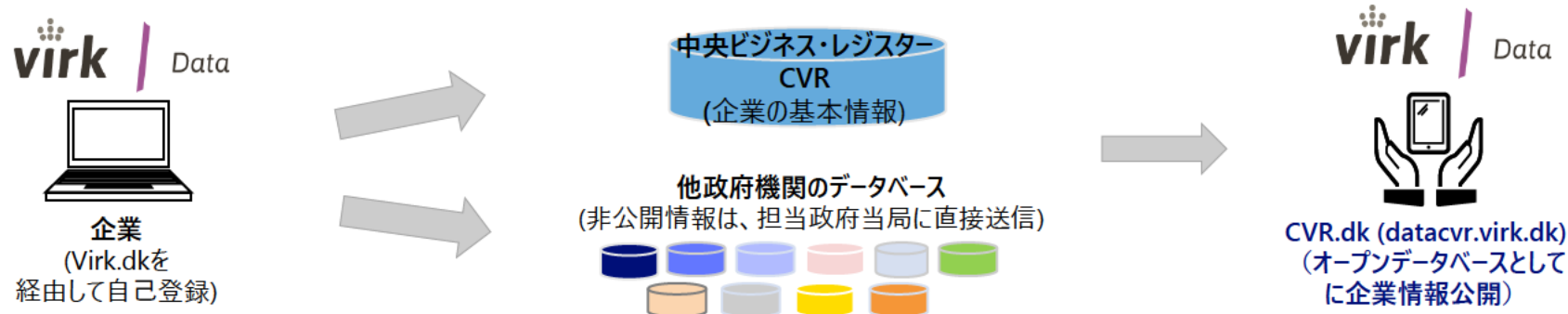
III. データ利活用（オープンデータベース&パンデミック時の個票の特別利用）

デンマークは、法人・事業所データをオープンデータベース化。

また、統計調査により得た個票情報をパンデミックを克服するための政策立案に活用している

- 企業自らVirk.dk（報告プラットフォーム）を通して企業情報を登録し、登録されたマイクロデータ（個票情報）はCVRや他政府機関のデータベースに追加される。オープンデータベースであるCVR.dkには、企業や事業所に関する基本情報が登録されており、Virk.dkにリンクされている。
- 一方、統計調査で得た個票データは、研究目的のためしか利用できないが、パンデミック時には特別に次のような、措置を行った。デンマーク統計局は、Covid-19が企業に及ぼす影響を調査し、パンデミックを克服するための政策を策定するために、18ヵ月（通常は18ヵ月後にデータが入手可能）よりも早い時期に、法務省がデータを入手できるようにした。

企業データの流れと活用



- 企業登録をふくめて、企業からの報告プラットフォームとして使用され、1500を超える種類の申告形式や質問内容を有する。
- 最もよく使用されるセルフサービスとしては、年間報告書申告、企業登録、企業状況（企業の住所の変更、新設および廃業）報告、税金申告、延払戻しなどを含む。

- CVRは企業の基本情報を含むが、各機関が保有するレジスターは、CVRからの情報に加えて、より多くの情報を有する。
- 例えば、税務局では、VAT、税金および税関情報が利用可能な独自のデータベースを有し、法務局のレジスターは、法人口座、財務報告などに関連する情報を有する。

- CVRでは、Emailアドレス、事業主情報、企業および事業所の住所、産業コード、従業員数などの基本情報にアクセスが可能。
- 全ての情報がCVRから公開されるわけではない

I. デンマークの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

デンマーク行政法等によって、デンマーク統計局と税務当局を含む全政府機関が保有する行政記録情報の使用と共有が可能となる

■ 例えば、以下の法律によって行政記録情報の使用と共有が規定されている。

- 行政法（the Public Administration Act）：行政データにアクセスするための条件と手続きに関する規定

	税務データと税務データ以外の行政記録情報
法律	行政法 (the Public Administration Act)
主要機関	デンマーク統計局と税務当局を含む全政府機関
条文	第31条。行政機関が情報を開示する権利を有する限度において、当該行政機関は、当該行政機関の活動又は当該行政機関が行う決定に関連する場合には、他の行政機関の要請により、当該情報を開示する
内容	- 税務当局は、特定の目的および情報を受け取る法的権利を持つ当局にデータを共有する。例えば、住宅手当の計算、市民権の申請、信用評価などとデータは統計的および科学的目的のためである。 - デンマーク税務局が行政データを利用する際のデータ保護法は、EUデータ保護規則（GDPR）およびデンマークデータ保護法に準拠している。 - デンマーク統計局は、デンマークの税務当局が管理する以下の登録簿から、税務情報データを活用している。 - 法人税登録簿（DIAS）：すべての法人と課税状況を記載。 - 中央納税者名簿（CSR）：雇用者が記入した所得税申告書に基づき自治体から報告された所得、所得税控除、財産に関するデータを含有。
関連法律/ガイドライン	General Data Protection Regulation (GDPR)

スウェーデン

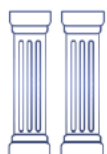
1. 統計に活用する行政記録情報についての他機関と民間企業の情報共有構造

スウェーデン統計法は、統計局より要請された情報を共有することを他の政府機関に義務付けている。また、民間企業との協力関係を築くことでデータソース利用の拡張を図っている。



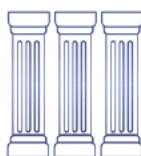
統計局へのデータの共有を義務付ける統計法

- 統計法に基づいて、統計局は税務データを含む大部分の行政記録情報にアクセスが可能。これをもとにレジスター統計を実現。
- 公的統計法は、統計機関間のデータ共有を規定しており、これにより、スウェーデン統計局は、税務当局からの税務データを含む、公的機関と民間機関の両方からのデータソースの大部分にアクセスが可能。各機関と、指定データを共有し、統計目的の使用を可能にする合意形成を行う。



民間企業からの抵抗に対する対処

- 行政記録情報の活用にあたっては、他の行政機関からの抵抗はないが、民間企業からの抵抗あり。これに対しては、データ保護の徹底や企業とのコミュニケーションを実施。
 1. 機密データは非常に慎重に保護され、他の機関と共有するデータは集約され、個別データは識別されないことを企業に理解させる。
 2. 企業とのコミュニケーションを図りつつ、公的統計法に記載されている機密性を保持し、さらなる情報共有を図る。
 3. 欧州全体で使用されているTau-Argus（集計データをスキャンし、個々の識別可能な注入をフィルタリングするために使用される）のようなソフトウェアの利用。（詳細確認中）



新しいデータソースの活用

- 新しいデータソースの活用も進めている。現在は、モバイル端末や船舶の位置情報（識別不可能）などを統計作成に活用している。
- 今後は、統計作成における新しいデータソースの活用を拡張することを図っている。例えば、
 1. エネルギー関連の企業を始めとして民間のデータソース活用を拡大し、家庭のエネルギー消費に関するデータベースを構築。
 2. 民間企業からの求人情報の収集とデータベースの構築。
 3. 直接事業システムからデジタル・データを収集する仕組みの構築。
 4. 事業者からワンズオンリーでデータを収集し、各機関と共有するシステムの構築。

I. スウェーデンの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

法令に基づき、スウェーデン統計局と税務当局を含む全政府機関の税務データを含む他の行政記録情報の使用と共有が可能とされている

■ 例えば、以下の2つの法律によって税務データ・行政記録情報の使用と共有が規定されている。

- スウェーデン国税庁課税活動における情報の処理に関する条例(2001:588)：統計局を含む政府機関が法人の税務データを共有することができる目的について具体的に記載している。
- パブリックアクセスと秘密保持法(2009:400)：行政記録情報の登録、使用と共有における政府機関の取り扱いに関する規定を記載している。

	税務データ	税務データ以外の行政記録情報
法律	スウェーデン国税庁課税活動における情報の処理に関する条例 (2001:588) (Ordinance (2001: 588) on the processing of data in the Swedish Tax Agency's taxation activities)	パブリックアクセスと秘密保持法 (2009:400) (Public Access and Secrecy Act (2009: 400))
主要機関	スウェーデン国税庁 (Swedish Tax Agency)	スウェーデン統計局 (Statistics Sweden) を含む全政府機関
条文	- スウェーデン政府機関の要請に基づき、以下の必要な範囲で、課税データを提供する。 当局等への情報開示 5、5a) スウェーデン税関の法律執行のために税務データが要求された場合 <u>8、8e) スウェーデン統計局の法律執行のために税務データが要求された場合</u> 8g) スウェーデン経済地域成長庁の法律執行のために税務データが要求された場合 8j) 成長政策評価・分析機構の法律執行のために税務データが要求された場合	- 第2章。一般文書の当局による取扱い - 第4条。公文書等の申請者を容易にするための一般的な措置。 - 第5条。公文書の登録及び秘密の表示 - 第6条。公文書・情報の開示、不服申立て等。 - 第3章。プライバシーに関する一般規定 - 第4章。公共の利益の保護のための秘密
内容	明示的に統計局から要求された場合にデータを共有・提供することが、定められている。Ordinance (2001:588) は、Act (2001:181) の「第2章課税データベース」の許可に基づいてどんな条件の下でどの政府機関に税務データの使用と共有が可能になるのかを記載している。	この法律には、公的活動における守秘義務と行政記録情報の開示と禁止に関する規定が含まれている。また、Ordinance (2009:641)は、法律の詳細な要件を整理している。
関連法律/ガイドライン	- Act (2001: 181) on the processing of data in the Swedish Tax Agency's taxation activities - Income Tax Act (1999: 1229) - Tax Procedure Act (2011: 1244)	Public Access and Secrecy Ordinance (2009: 641)

I. スウェーデンの法人・事業所に係る税務データ

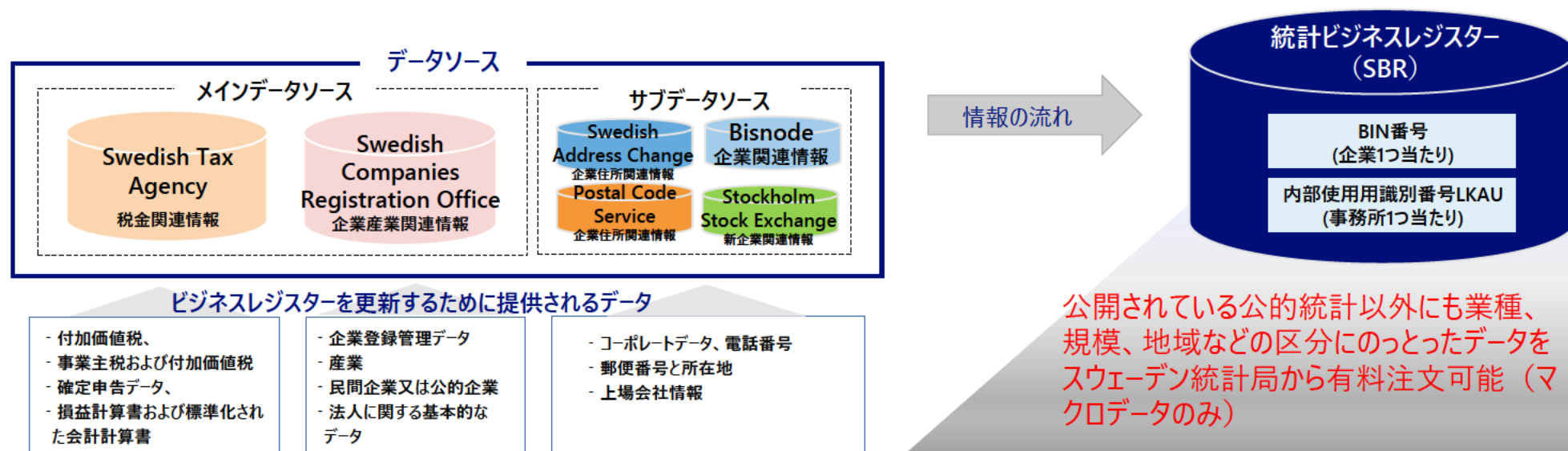
税務データの目的外使用と共有は特定の条件の下で認められる

	目的外使用の用途の一例				
	関連法律/ガイドライン	提供機関	受領機関	範囲	提供目的
税務データ	規制(2001:588)の8	スウェーデン国税庁(Swedish Tax Agency)	スウェーデン統計局 (Statistics Sweden)	統計作成	・ <u>公的統計法(2001:99)に基づく公的統計の作成</u> ・ <u>地方自治体の財政均等化に関する法律(2004:773)に基づく助成金および手数料の計算</u> (提供情報には、税控除、社会保障拠出金および特別給与税、付加価値税および暫定税、地方税ベースの情報、税金を含む財産情報、事業税登録および支払いが含まれる。)
	規制(2001:588)の8e		スウェーデン統計局 (Statistics Sweden)	統計作成	・ <u>組織番号に関する情報、損益計算書及び貸借対照表からの情報を共有するため。</u>
	規制(2001:588)の5、5a		スウェーデン税関 (Swedish Customs)	税徴収、 法律執行、犯罪調査	・ スウェーデン税関の税徴収、法律執行および犯罪調査活動を支援するため (提供情報には、事業主の身元、国籍、住居及び家族関係、法人の身元、登録事務所、所有権、署名者及びその他の代表者;税務登録;税金及び手数料の決定根拠;税金及び手数料の決定;訴訟における請求・訴答;事件の決定、支払、経理その他の措置が含まれる。)
	規制(2001:588)の8g		スウェーデン経済地域成長庁 (Swedish Agency for Economic and Regional Growth)	法律執行	・ スウェーデン経済地域成長庁の法律執行活動を支援するため (提供情報には、事業主の身元、国籍、住居及び家族関係が含まれる。法人の身元、登録事務所、所有権、署名者及びその他の代表者;税務登録;税金及び手数料の決定根拠;税金及び手数料の決定が含まれる。)
	規制(2001:588)の8h		郡行政委員会 (County administrative board)	税徴収、 法律執行、	・ 郡行政委員会の税徴収および法律執行活動を支援するため (提供情報には、事業主の身元、国籍、住居及び家族関係が含まれる。法人の身元、登録事務所、所有権、署名者及びその他の代表者;税務登録;税金及び手数料の決定根拠;税金及び手数料の決定が含まれる。)
	規制(2001:588)の8j		成長政策評価機構 (Agency for Growth Policy Evaluations)	法律執行	・ 成長政策評価機構の法律執行活動を支援するため (提供情報には、事業主の身元、国籍、住居及び家族関係が含まれる。法人の身元、登録事務所、所有権、署名者及びその他の代表者;税務登録;税金及び手数料の決定根拠;税金及び手数料の決定が含まれる。)

I. 統計ビジネスレジスター (Statistics Business Register)

統計ビジネスレジスター(SBS) には、スウェーデンにおける全ての企業等の情報が含まれている。

- SBSは、農業活動及び人的サービスを除く非金融ビジネス経済の全ての活動を対象としている。
- 一般事業登録規則 (Ordinance on the general business register 1984:692) に基づき、スウェーデン国税庁 (Swedish Tax Agency) 及びスウェーデン会社登録事務所 (Swedish Companies Registration Office) の登録簿を情報源として使用することができる。
 - 第六節によると、レジスターには次の情報を登録するべきとされている：組織または個人のID番号、会社名、事業主、法人等の識別表示に関する法律(1974:174)第5条によるスウェーデン国税庁の割当組織番号、取締役会の所在地、または、商社および個人トレーダーの場合は、会社の本社所在地またはトレーダーの登録所在地、業界分類のスウェーデン規格 (SNI) に基づく主な業界、従業員数、会社がアクティブ、休止、または登録解除されているかどうかの情報 (ステータスマーキング)。



企業情報を注文する際に含まれる情報のリスト:-

企業・事業者名称、企業の事務及びその他の法的企業構造、住所、電話番号、委員会、企業規模、SE-SIC 2007の主な活動、設立日、現地法人数関連企業、会社の固有のID番号、社会保障番号、会社の回転率 (間隔)、公的に管理されたユニット、VAT/事業主/F税の登録に関する情報など

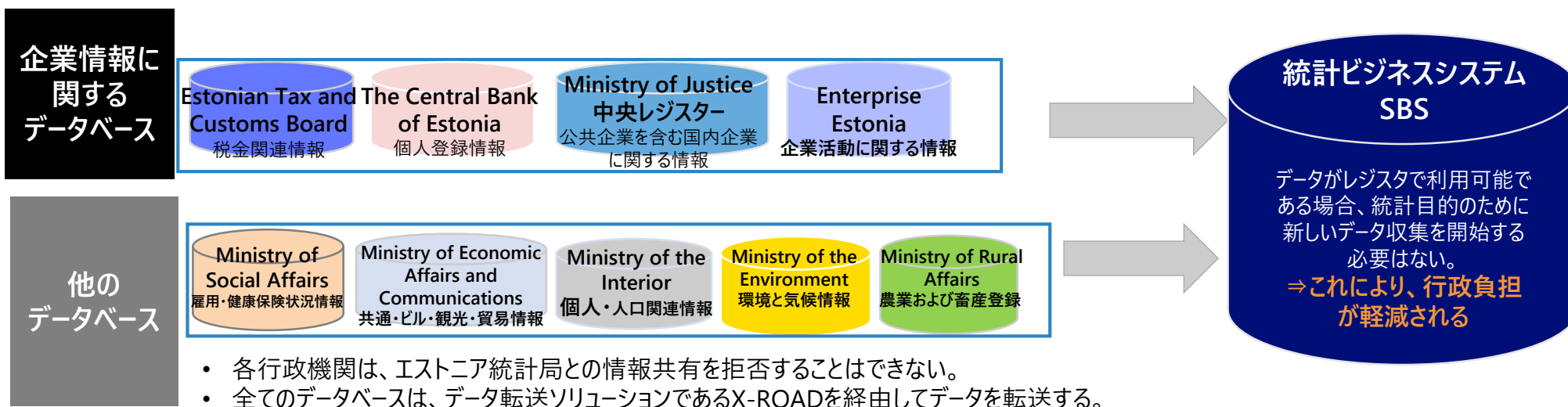
エストニア

1. エストニアの統計レジスターシステム（Statistics Business System）

統計法に基づき、統計局にあらゆる種類の行政記録情報の提供が義務付けられている

- 強力な統計法に基づいて、様々なレジスターのあらゆる種類の行政記録情報をエストニア統計局に提供することが他の行政機関に義務付けられている。
- 税務当局が収集した税務データも、エストニア統計局に共有される。報告企業はエストニア統計局への情報共有を拒否できない。
- 企業に関する統計を作成する場合、エストニア税務当局（Estonian Tax and Customs Board）を含め、法務局（Ministry of Justice）によって管理される中央レジスター（Centre of Registers and Information Systems、RIK）、エストニア中央銀行（The Central Bank of Estonia）とエストニア企業財団（Enterprise Estonia）からの情報が利用される。

エストニア統計局SRSにおける企業と行政データの利用



* X-Roadは、データセット/データベースではない。X Roadは、データをAからBに移動する輸送ツールである。

出典：各種公開資料、NRI Analysis

2008年以降、各行政機関が保有する企業の個別データを統計局が使用可能になることに対して企業側の抵抗感があったが、幾つかの対応策を講じることで抵抗を最小限とした

企業側の抵抗感への対処

1



企業側（回答者）と共通価値の共有・コミュニケーション

- 企業側と双方向のコミュニケーションを通して次の点などを重点的に伝えた。
 - ① 行政記録情報を統計調査に活用することにより、企業（回答者）はデータを一度しか提出することがなくなるため負担感が減る。（ワンスオンリー原則の徹底）
 - ② 企業側に統計作成とそれに必要なデータを入手する目的を通達、また、統計法にもどのような情報が共有されるかを具体的に記載している。
 - ③ 収集されたデータは外部とは共有されない（例外的に研究目的のために使われることはあるが限定的）

2



各行政機関とのコミュニケーション

- 2014年～2019年にかけて、レジスターを保有する各行政機関とバーチャルミーティングを実施し、彼らが有する課題や必要とする支援に関するフィードバックをもらい、行政負担の軽減における統計局による企業の個別データの使用が実りあるものであることが証明された。

1. エストニアの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

2002年租税法および2000年公共情報法は、エストニア統計局を含む政府機関による行政データの利用、共有について規定している。

■ 主に、2つの法律によって税務データ・行政記録情報の使用と共有が規定されている。

- 2002年租税法：エストニア関税庁等が保有する税務情報を使用および共有できる範囲を定めている。
- 2000年公共情報法：統計局を含む政府機関に、「情報保有者」として法で定める手続に従って保有する情報の利用を許可することを義務付けている。

	税務データ	税務データ以外の行政記録情報
法律	2002年租税法 (Taxation Act 2002)	2000年公共情報法 (Public Information Act 2000)
主要機関	エストニア関税庁 (Estonian Tax and Customs Board)	エストニア統計局 (Statistics Estonia) を含む全政府機関
条文	● 税法第28条及び第29条 (第四目-税秘密) は、次の目的のための税情報の開示を認めている。 (a) 地方当局への納税の検証及び評価 (b) 犯罪行為の防止及び発見 (c) 国家会計及び財務報告の組織化 (d) 反ダンピング調査の実施及び必要な措置の策定 (e) 統計普及のための公的統計法に基づく機能の遂行	● 情報公開法第3章 (第13条の27) は、情報提供の要請に基づき行政情報へのアクセスを提供するための指針を定めている ● 第4章 (第28条の33) は、情報の保有者に対し、行政情報を含む情報の開示を求められた場合には開示することを義務付けている。 ● 第5章 (第43条) は、行政データベースの確立、利用及びアクセスのための措置を規定している。
内容	● 他の税務当局、州、地方自治体、政府機関及び公法上の職務を遂行する者に対する税務情報の共有。 ● また、租税に関する秘密を保持するために必要な措置及び租税に関する情報を公に共有するための条件を定めている (第27条)。	● 行政情報及び行政データベースを含む情報へのアクセスを認めることや拒否する根拠を含む、公共情報へのアクセス及び再利用の条件、手続及び方法に焦点を当てている。
関連法律/ガイドライン	● Official Statistics Act	● The Copyright Act 1992 ● The Personal Data Protection Act 2003

I. エストニアの法人・事業所に係る税務データ & 税務データ以外の行政記録情報

税務データや税務データ以外の行政記録情報の目的外使用と共有は特定の条件の下で認められる

目的外使用の用途の一例				
関連法律/ ガイドライン	提供機関	受領機関	範囲	提供目的
税務データ	2002年租 税法 第29条 エストニア関税 庁 (Estonian Tax and Customs Board)	<u>エストニア統計局</u> (Statistics Estonia)	統計作成	・ <u>公的統計調査を行う場合には、統計の実施及び公的統計法に定める職務の遂行のための行政情報を提供すること。</u>
		経済通信省 (Ministry of Economic Affairs and Communications)	法律執行	・ 情報の提供: ・ 1) アンチ・ダンピング調査の実施及びアンチ・ダンピング措置の実施に関する決定。 ・ 2) 経済活動レジスターの処理及び施行法第30条 (7) に規定する義務の遵守の管理。
		戦略物資委員会 (Strategic Goods Commission)	法律執行	・ 戦略物資管理制度の確立、戦略物資の移転の規制、戦略物資に関連するサービスの提供、戦略物資の輸入及び最終使用の管理並びに国の監督の実施に必要な情報を提供すること。
		競技委員会 (Competitions Board)	法律執行	・ 支配的地位の決定、事業者間の合意、共同行為、事業者の団体による決定及び集中に関する手続に関する市場競争を監督するために必要な情報を提供すること。
税務データ以外の行政記録情報	2000年公共情報法 第28条	全政府機関	税徴収、 法律執行、 犯罪調査	情報の保有者がその職務に関する情報を開示する義務： ・ <u>国家及び地方自治体の一般経済統計及び経済予測</u> ・ <u>犯罪及び非行に関する一般統計</u> ・ <u>国及び地方公共団体の機関における業務の実績及び職務の執行に関する報告</u> ・ <u>公法上の法人の管理報告書及び収支計算書</u> ・ <u>国の予算収入の受領に関する情報</u> ・ <u>アクセスが制限されていないデータベースに含まれるデータ</u> ・ <u>市場における支配的地位又は特別若しくは排他的権利を有する会社又は自然独占である会社の価格形成に関する情報</u>

オランダ

I. オランダにおける税金データの利用

1899年設立したオランダ統計局は、企業の税務データを含む全ての情報共有に関して非常に強力な統計法に基づいて運営されている

オランダの統計法（The Statistics Netherlands Act）

Statistics Netherlands Act
Effective from 01 January 2017

Act of 20 November 2003 enacting a law governing Statistics Netherlands (Statistics Netherlands Act)

We Beatrix, by the Royal Decree, have approved the Bill of the House of Representatives and the Senate, and hereby announce and decree:

Greetings to a

Whereas we are establishing a

We, therefore have approved

Part 1. Establishment and duties

Section 2

1. There is a body called Statistics Netherlands (CBS).
2. The CBS shall possess legal personality.

3. The Autonomous Administrative Authorities Framework Act shall be applicable.

Section 33

1. The director general is authorised to use, for statistical purposes, data from registers that are maintained in connection with the performance of a statutory duty by:
 - a. institutions and departments of:
 - 1°. central government;
 - 2°. provinces;
 - 3°. local authorities;
 - 4°. water boards;
 - 5°. public bodies established pursuant to the Joint Regulations Act;
 - b. public bodies as referred to in Section 134 of the Constitution;
 - c. autonomous administrative authorities at the level of central government.
3. In so far as the methods of acquiring data referred to in the first and second subsections fail to yield the necessary data, the director general is authorised to request, for statistical purposes, data designated by Order in Council from the categories of companies, independent professionals, institutions and legal persons designated by said Order.

Part 4. Administrative fine and order for periodic penalty payments

Section 43

1. The director general may impose an administrative fine of up to € 5,000 on legal persons referred to in Section 33 (2) and companies, independent professionals, institutions and legal persons

自律行政機関（Autonomous Administrative Body）

- オランダ統計局は、自律行政機関として、独立的に運営されており、オランダの省庁の直接の権限の下には属しない。

税務データを含む情報共有の義務化

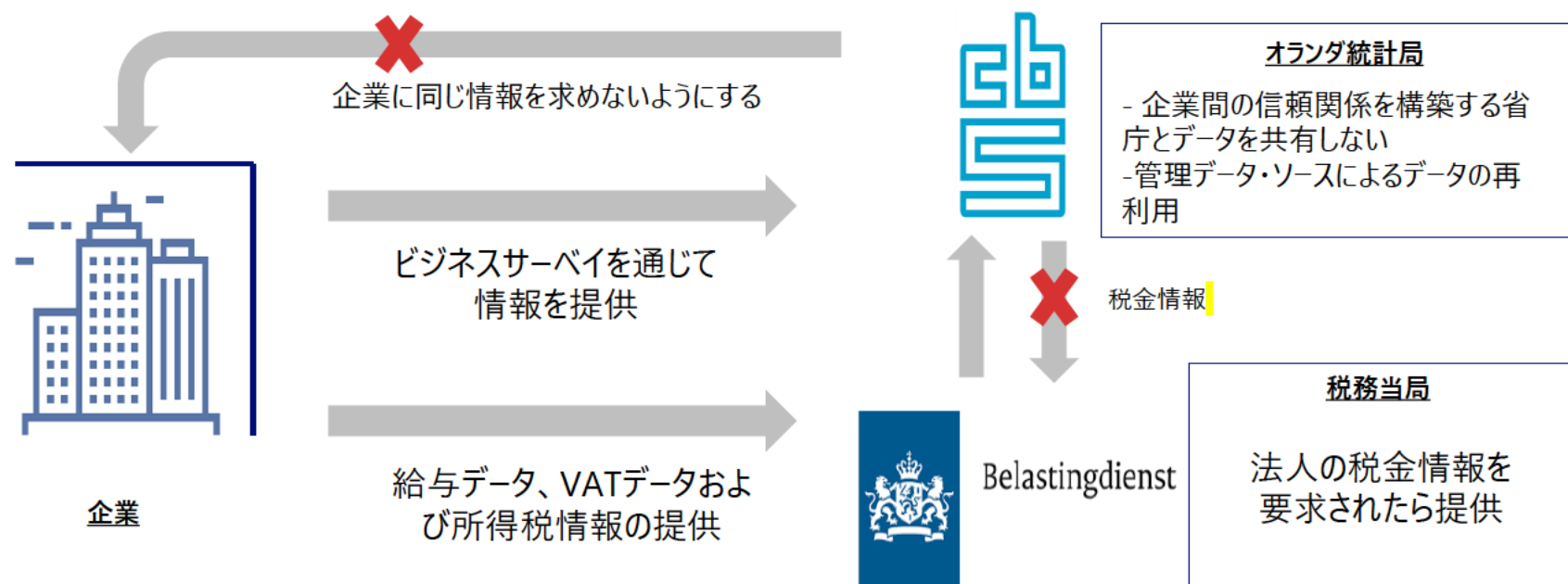
- すべての政府機関は、オランダ統計局が要求する情報を提供する権利/義務を有する。
- 権限の強い法律により、企業に調査の参加を義務づけることができる。加えて、政府/民間組織から受け取った情報に対してオランダ統計局は対価を払わない。
- 税務当局を含む行政機関は、オランダ統計局がデータを必要とし、統計目的のためだけに活用されることを承知しており、一般的な慣行となっている。データが再共有されることは、企業には明示的には伝えられていない。また、オランダ統計局は、どの機関/組織にも個別の企業データを共有しない。

行政上の罰金などの制裁措置

- 法律によって、データを提供していないか、または完全にもしくは期限内に提供していない法人並びに会社、独立専門家、機関及び法人に対して5,000ユーロ以下の管理上の罰金を科すことができる。

1. 政府に情報を提供することにおける企業側からの抵抗感に対する工夫 現在、システムへの信頼が高く、企業からの抵抗は少ない。

企業の抵抗感を軽減するための措置



企業側の抵抗が少ない主な理由は、政府機関の負担軽減によるものである

統計による管理負担を軽減するためにオランダ統計局が採用しているアプローチは、:-

1. 統計を作成するために、既存の行政情報源からの二次データを使用。

例:2002年の年間経営統計 (SBS) のサンプルは約85,000社。この数は、中小企業の税務当局からの行政データを用いて、2005年には7万に減少した

2. 商工会議所、税務当局、オランダ統計局など、企業の管理部門から直接財務データを収集。

II. 共通識別番号

オランダの統計においては、KVK番号が企業単位の共通識別子として使用されている。

- オランダでは、企業の管理記録に関する情報共有を容易にするために、KVK番号（企業単位の共通識別番号）が使用されている。
- 企業が企業登録する際に商工会議所からKVK番号を割り当てられ、そのKVK番号は識別子として商業登記レジスターに共有・アップデートされる。その後、商工会議所はすべての詳細を税務税関当局（Belastingdienst）と他の行政当局に転送する。
- 商工会議所は、このKVK番号と調査番号の企業への配分・配布を管理・実施している。

KVK番号とvestigingsnummer番号について

KVK番号 (企業別)
8桁、企業識別番号

24251438

Coca-Cola Netherlands BV

Headquarters

existing trade names

Coca-Cola Netherlands BV

Statutory name

Coca-Cola Netherlands BV

Chamber of Commerce 24251438 Establishment no. 000017507219 Marten Meesweg 25
3068AV Rotterdam

24251438 0000 000017507219 Coca-Cola Nederland BV Public relations and communication
consultancy www. coca-cola nl Private limited company with ordinary ...

Vestigingsnummer No.
(事業所別)
12桁、事業所識別番号

000017507219

- KVK番号は各企業の8桁の番号で、企業がオランダ商業登記レジスター (Handelsregister) に事業を登録する際に商工会議所から提供される。
- また、支店や事務所がある場合、各支店には「vestigingsnummer」と呼ばれる12桁の識別番号が付与される。識別子は、システム内部でそれぞれのKVK番号にリンクされる。
- しかし、統計におけるVestigingsnummer No. (オフィス番号) の使用は検証されていない。

EU

I. EU加盟国内における行政情報の利用に関する法的枠組み

欧州連合法には、公的機関およびその他の機関による税務データを含む行政情報へのアクセスおよび使用を規制する独自の規則が存在

行政データの交換およびアクセスを規制するEU法

Regulation 1049/2001 on Public Access to Documents

- 加盟国に居住または登録事務所を有するEU市民は、EU機関が保有する文書へのアクセスを要求することができる。
- 第2条3項によれば、要請があれば、機関が保有するすべての文書、すなわち、機関が作成または受領し、保有している文書を共有することになっている。

Regulation no 177/2008 establishing Business Register for Statistical Purpose.

- 統計目的で使用されるビジネス・レジスタの共通フレームワークを確立し、管理データを使用するためのツールとして機能する。
- 第4条は、加盟国に対し、統計作成目的に関連する行政データを含むデータソースから情報を収集する権限を与えている。

Regulation 223/2009 on European Statistics.

- 本規則は、欧州統計の作成および公表のための法的枠組みを定める。
- 第24条は、NSI、他の国家機関を認めている。
- Eurostatは、欧州統計の作成、作成、配布のために、それぞれの公的管理システム内から管理データソースにアクセスできるようになった

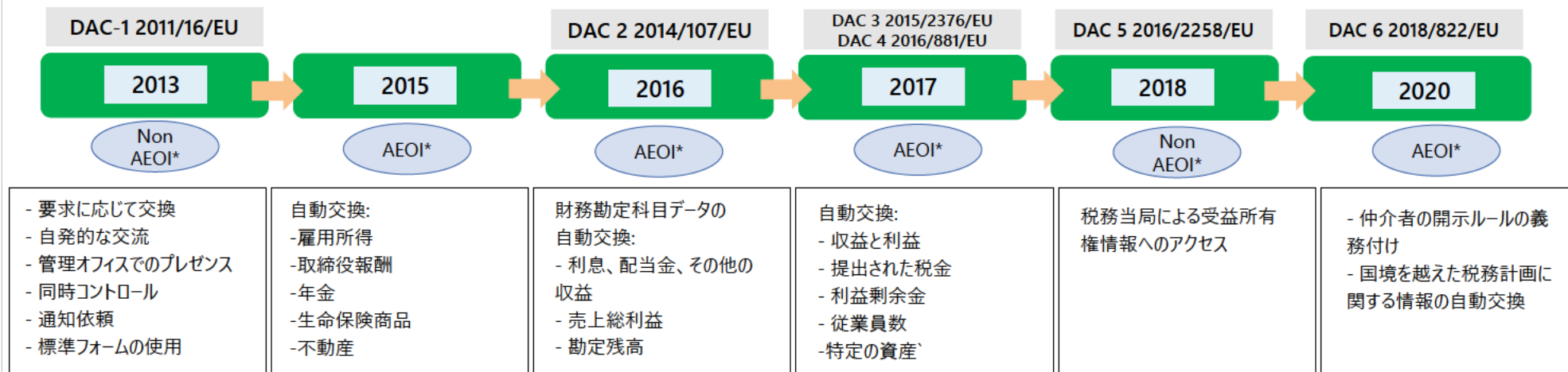
税務行政データへのアクセスを規制するEU法

Council Directive 2011/16/EU, known as the Directive on Administrative Cooperation (DAC)

要請に基づく情報の交換 (EOIR)、情報の自動交換 (AEOI)、自発的な情報及びフィードバックの交換など、欧州連合 (EU) 加盟国の税務当局間の安全な行政協力のためのシステムを確立し、税務上の情報交換に関する規則及び手続を定める。

DACは2014年、2015年、2016年、2018年に改訂され、徐々にその範囲を拡大している

* Automatic Exchange of Information (AEOI)



参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
8	米国	税務データ	法律	https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26
8	米国	税務データ	法律	https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK425873
8	米国	税務データ	関連法律/ ガイドライン	https://www.bls.gov/bls/cipsea.pdf
8	米国	税務データ以外の行政記録 情報	法律	https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-107publ347/html/PLAW-107publ347.htm
8	米国	税務データ以外の行政記録 情報	関連法律/ ガイドライン	https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/mgmt-gpra/using_administrative_and_survey_data_to_build_evidence_0.pdf
8	米国	税務データ以外の行政記録 情報	関連法律/ ガイドライン	https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/memoranda/2014/m-14-06.pdf
9	米国	目的外使用の 用途*	税務データ	https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26
9	米国	目的外使用の 用途*	税務データ以外の 行政記録情報*	https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/mgmt-gpra/using_administrative_and_survey_data_to_build_evidence_0.pdf
10	米国	EIN番号	-	https://www2.census.gov/ces/wp/2016/CES-WP-16-17.pdf
10	米国	EIN番号	-	https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1635.pdf
10	米国	EIN番号	-	https://investorshub.advn.com/boards/read_msg.aspx?message_id=165993002
10	米国	EIN番号	-	専門家ヒアリング結果
11	米国	米国国勢調査局の統計ビ ジネスレジスター	-	専門家ヒアリング結果
11	米国	税務データ以外の行政記録 情報	-	https://www2.census.gov/ces/wp/2016/CES-WP-16-17.pdf

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
13	英国	英国の統計法の改正と残りの課題	統計法	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/18/section/45D
13	英国	英国の統計法の改正と残りの課題	デジタル経済法	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/30/contents/enacted
13	英国	二つの大きい課題	—	専門家ヒアリング結果
14	英国	税務データ	法律	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/11/section/20
14	英国	税務データ	関連法律/ガイドライン	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg50000
14	英国	税務データ	関連法律/ガイドライン	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg60000
14	英国	税務データ	関連法律/ガイドライン	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg53500
14	英国	税務データ以外の行政記録情報	法律	https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/ico-codes-of-practice/data-sharing-a-code-of-practice/data-sharing-across-the-public-sector-the-digital-economy-act-codes/#:~:text=Part%20of%20the%20DEA,sharing%20of%20non%2Didentifying%20data.
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg53500
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg50800
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg51300
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg51400
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg54200
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/information-disclosure-guide/idg58000
15	英国	目的外使用の用途*	税務データ以外の行政記録情報*	https://ec.europa.eu/eurostat/cache/metadata/EN/sbs_esms_uk.htm

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
17	フランス	フランス統計局における税務データの利用	－	専門家ヒアリング結果
17	フランス	フランス統計局における税務データの利用	L135D	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000027748529
17	フランス	フランス統計局における税務データの利用	L135D	https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=4676933018&fo=0&ext=ukraine
18	フランス	SIRENE番号とSIRET番号	－	専門家ヒアリング結果
18	フランス	SIRENE番号とSIRET番号	－	https://marosavat.com/manual/vat/france/siren-siret/
18	フランス	SIRENE番号とSIRET番号	－	https://nikolsen.com/en/article/siren-and-siret-numbers
18	フランス	SIRENE番号とSIRET番号	－	https://www.frenchtaxonline.com/blog/post/SIRET%20and%20SIREN
19	フランス	SIRENEの詳細	－	専門家ヒアリング結果
19	フランス	SIRENEの詳細	－	https://www.sirene.fr/sirene/public/static/exemples?sirene_locale=en
19	フランス	SIRENEの詳細	－	https://www.sirene.fr/sirene/public/static/qui-sommes-nous
19	フランス	SIRENEの詳細	－	https://www.sirene.fr/sirene/public/static/contenu-base-sirene?sirene_locale=en#ligneNavigation

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
20	フランス	税務データ	法律	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000027748529
20	フランス	税務データ	法律	https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=4676933018&fo=0&ext=ukraine
20	フランス	税務データ	関連法律/ ガイドライン	https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000888573/
20	フランス	税務データ以外の行政記録情報	法律	https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/18412
20	フランス	税務データ以外の行政記録情報	法律	https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000033202746/
20	フランス	税務データ以外の行政記録情報	関連法律/ ガイドライン	https://www.cnil.fr/sites/default/files/typo/document/Act78-17VA.pdf
20	フランス	税務データ以外の行政記録情報	関連法律/ ガイドライン	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000031366350/
22	デンマーク	SBRにおける行政データの利用	—	専門家ヒアリング結果
22	デンマーク	SBRにおける行政データの利用	—	https://www.dst.dk/en/Statistik/dokumentation/documentationofstatistics/income-statistics/statistical-processing
22	デンマーク	SBRにおける行政データの利用	—	https://www.dst.dk/Site/Dst/Udgivelser/GetPubFile.aspx?id=4583&sid=cvr
22	デンマーク	SBRにおける行政データの利用	—	https://www.dst.dk/en/consulting/projects/georgia-2019-2021/Component3-2

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
22	デンマーク	SBRにおける行政データの利用	－	https://coms.events/ntts2019/data/x_abstracts/x_abstract_164.pdf
23	デンマーク	統計局へのデータの共有を義務付ける統計法	－	専門家ヒアリング結果
23	デンマーク	企業情報の保護に関するシステム面からの工夫	－	専門家ヒアリング結果
23	デンマーク	企業番号（CVR番号）と事業所番号（P番号）の体系的整備	－	専門家ヒアリング結果
24	デンマーク	企業データの流れと活用	－	専門家ヒアリング結果
24	デンマーク	企業データの流れと活用	－	https://skat.dk/skat.aspx?oid=3470&lang=us
24	デンマーク	企業データの流れと活用	－	https://datacvr.virk.dk/enhed/virksomhed/40211837
25	デンマーク	税務データと税務データ以外の行政記録情報	法律	https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2007/1365
25	デンマーク	税務データと税務データ以外の行政記録情報	法律	https://www.legislationline.org/documents/action/popup/id/6833
25	デンマーク	税務データと税務データ以外の行政記録情報	法律	https://www.legislationline.org/documents/action/popup/id/6832
25	デンマーク	税務データと税務データ以外の行政記録情報	内容	https://www.dst.dk/en/Statistik/dokumentation/documentationofstatistics/corporate-taxation/statistical-processing
25	デンマーク	税務データと税務データ以外の行政記録情報	内容	https://skat.dk/data.aspx?oid=2284926
25	デンマーク	税務データと税務データ以外の行政記録情報	関連法律/ ガイドライン	https://unstats.un.org/unsd/dnss/print.aspx?docID=505

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
27	スウェーデン	統計局へのデータの共有を義務付ける統計法	－	専門家ヒアリング結果
27	スウェーデン	民間企業からの抵抗に対する対処	－	専門家ヒアリング結果
27	スウェーデン	新しいデータソースの活用	－	専門家ヒアリング結果
28	スウェーデン	税務データ	法律	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2001588-om-behandling-av-uppgifter_sfs-2001-588
28	スウェーデン	税務データ	法律	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-2001181-om-behandling-av-uppgifter-i_sfs-2001-181
28	スウェーデン	税務データ	関連法律/ ガイドライン	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/inkomstskattelag-19991229_sfs-1999-1229
28	スウェーデン	税務データ	関連法律/ ガイドライン	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-2007324-om-skatteverkets-hantering-av_sfs-2007-324
28	スウェーデン	税務データ	関連法律/ ガイドライン	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/skatteforfarandelag-20111244_sfs-2011-1244
28	スウェーデン	税務データ以外の行政記録情報	法律	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/offentlighets--och-sekretesslag-2009400_sfs-2009-400
28	スウェーデン	税務データ以外の行政記録情報	関連法律/ ガイドライン	http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=101800
29	スウェーデン	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2001588-om-behandling-av-uppgifter_sfs-2001-588

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
30	スウェーデン	統計ビジネスレジスター	—	https://www.scb.se/contentassets/f18a54653a0e4554b1b246befd71607b/description-of-the-business-register-2015.pdf
30	スウェーデン	統計ビジネスレジスター	—	https://www.scb.se/en/services/ordering-data-and-statistics/statistics-swedens-business-register/statistics-swedens-business-register--services/
30	スウェーデン	統計ビジネスレジスター	—	https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-1984692-om-det-allmanna_sfs-1984-692
32	エストニア	エストニア統計局SRSにおける企業と行政データの利用	—	専門家ヒアリング結果
32	エストニア	エストニア統計局SRSにおける企業と行政データの利用	—	https://www.stat.ee/en/find-statistics/methodology-and-quality/esms-metadata/20901#18-Statistical-processing-17
32	エストニア	エストニア統計局SRSにおける企業と行政データの利用	—	https://rahvaloendus.ee/en/census-2021/use-of-state-databases
32	エストニア	エストニア統計局SRSにおける企業と行政データの利用	—	https://thedocs.worldbank.org/en/doc/165711456838073531-0050022016/original/WDR16BPEstonianeGovecosystemVassil.pdf
32	エストニア	エストニア統計局SRSにおける企業と行政データの利用	—	https://www.slideshare.net/justiitsministeerium/erik-centre-of-registers-and-information-systems-presentation
33	エストニア	企業側の抵抗感への対処	—	専門家ヒアリング結果
34	エストニア	税務データ	法律	https://www.riigiteataja.ee/en/eli/523012015008/consolide
34	エストニア	税務データ	法律	https://www.riigiteataja.ee/en/eli/523012015008/consolide
34	エストニア	税務データ	関連法律/ ガイドライン	https://ggim.un.org/knowledgebase/KnowledgebaseArticle51526.aspx

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
34	エストニア	税務データ以外の行政記録情報	法律	https://www.riigiteataja.ee/en/eli/514112013001/consolide
35	エストニア	目的外使用の用途*	税務データ	https://www.riigiteataja.ee/en/eli/523012015008/consolide
35	エストニア	目的外使用の用途*	税務データ以外の行政記録情報*	https://www.riigiteataja.ee/en/eli/514112013001/consolide
37	オランダ	オランダの統計法	—	専門家ヒアリング結果
37	オランダ	オランダの統計法	—	https://unstats.un.org/unsd/dnss/docViewer.aspx?docID=425
37	オランダ	オランダの統計法	—	https://www.cbs.nl/-/media/pdf/2017/28/statistics-netherlands-act-2017-0101.pdf
38	オランダ	企業の抵抗を軽減するための措置	—	専門家ヒアリング結果
38	オランダ	企業の抵抗を軽減するための措置	—	https://ec.europa.eu/eurostat/documents/1001617/4411693/I+5-NL-REV-THE-DUTCH-APPROACH.pdf
39	オランダ	KVK番号	—	専門家ヒアリング結果
39	オランダ	KVK番号	—	https://business.gov.nl/starting-your-business/registering-your-business/leisin-vat-and-kvk-number-which-is-which/
39	オランダ	KVK番号	—	https://www.kvk.nl/english/registration/kvk-number-all-you-need-to-know/

参考) 各ページの出典

ページ	国	関連項目	関連内容	出典
41	EU	行政データの交換およびアクセスを規制するEU法	REGULATION (EC) No 1049/2001	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32001R1049&from=en
41	EU	行政データの交換およびアクセスを規制するEU法	REGULATION (EC) No 177/2008	https://unece.org/fileadmin/DAM/stats/documents/ece/ces/ge.42/2009/mtg1/zip.2.e.pdf
41	EU	行政データの交換およびアクセスを規制するEU法	REGULATION (EC) No 223/2009	https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:087:0164:0173:en:PDF
41	EU	税務行政データへのアクセスを規制するEU法	Directive on Administrative Cooperation (DAC)	https://www.eca.europa.eu/lists/ecadocuments/ap19_14/ap_tax_information.pdf

